

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により無線局の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) 工事落成の期限
 (2) A
 (3) 呼出符号
 (4) B
 (5) C
- ② 総務大臣は、①の予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。

A	B	C
1 電波の型式及び周波数	空中線電力及び空中線の型式	業務取扱時間
2 電波の型式及び周波数	空中線電力	運用許容時間
3 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力及び空中線の型式	運用許容時間
4 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力	業務取扱時間

A-2 次の記述は、無線局の免許の有効期間等について述べたものである。電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A 内において総務省令で定める。ただし、 B を妨げない。
- ② B の申請は、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない。

A	B	C
1 5年を超えない範囲	有効期間の延長	3箇月以上6箇月
2 10年を超えない範囲	再免許	3箇月以上6箇月
3 5年を超えない範囲	再免許	1箇月以上1年
4 10年を超えない範囲	有効期間の延長	1箇月以上1年

A-3 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条、第23条、第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、 A なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B 以内にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく C の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A	B	C
1 あらかじめ総務大臣の許可を受け	1箇月	送信装置
2 あらかじめ総務大臣の許可を受け	10日	空中線
3 その旨を総務大臣に届け出	10日	送信装置
4 その旨を総務大臣に届け出	1箇月	空中線

A-4 無線局の免許状の訂正に関する次の記述のうち、電波法（第21条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正しておかなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正するとともに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正するとともに、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

A-5 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の A B C の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

A	B	C
1 変調度	<small>ひずみ</small> 歪率	高調波
2 周波数の偏差	<small>ひずみ</small> 歪率	帯域外発射
3 周波数の偏差	幅	高調波
4 変調度	幅	帯域外発射

A-6 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、 A と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の(1)から(4)までに適合するものでなければならない。
 - (1) 内部雑音が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) C が十分であること。

A	B	C
1 等方性空中線	4ナノワット	周波数安定度
2 受信空中線	4ナノワット	了解度
3 等方性空中線	10ナノワット	了解度
4 受信空中線	10ナノワット	周波数安定度

A-7 送信装置の周波数の安定のための条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外圍の温度又は湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、気圧の変化によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 4 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A-8 空中線の指向特性を定める次の事項のうち、無線設備規則（第22条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主輻射方向及び副輻射方向
- 2 水平面の主輻射の角度の幅
- 3 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 4 空中線の利得及び能率

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他 A において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが B であるときに人命の救助、 C 、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

- | A | B | C |
|----------------------------|-------|-------|
| 1 非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合 | 著しく困難 | 災害の救援 |
| 2 非常の事態が発生した場合 | 著しく困難 | 財貨の保全 |
| 3 非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合 | 非能率的 | 財貨の保全 |
| 4 非常の事態が発生した場合 | 非能率的 | 災害の救援 |

A-10 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその B その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

- | A | B | C |
|-------------------|--------------|----------------------|
| 1 放送の受信を目的とする受信設備 | 運用を不可能にする混信 | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 |
| 2 放送の受信を目的とする受信設備 | 運用を阻害するような混信 | 遭難通信 |
| 3 他の無線局 | 運用を不可能にする混信 | 遭難通信 |
| 4 他の無線局 | 運用を阻害するような混信 | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 |

A-11 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（注）の措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 1 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、空中線電力を低減して呼出しをしなければならない。
- 2 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、少なくとも3分間経過した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 4 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、できる限り速やかに連絡を設定するための呼出しを行い、連絡設定後は、混信を与えるおそれのない電波により通信を行わなければならない。

A-12 次の記述は、アマチュア局の無線電話通信の方法について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条、第30条及び別表第4号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア局は、長時間継続して通報を送信するときは、 A ごとを標準として適当に B を送信しなければならない。

- | | A | B |
|---|-----|-----------------|
| 1 | 10分 | 「こちらは」及び自局の呼出符号 |
| 2 | 10分 | 相手局の呼出符号 |
| 3 | 20分 | 相手局の呼出符号 |
| 4 | 20分 | 「こちらは」及び自局の呼出符号 |

A-13 無線電信通信において次のモールス符号で表す略符号のうち、「反復してください。」を示す略符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | | | |
|---|-------|--------|------|
| 1 | •--- | ---••• | |
| 2 | •-• | •---• | --- |
| 3 | •---• | ••• | • |
| 4 | ---• | •• | •-•• |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 無線電信通信において次のモールス符号で表す略符号のうち、「こちらの信号には、フェージングがありますか。」を示すQ符号及び問符を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | | | | |
|---|-------|-----|--------|---------|
| 1 | ---•- | •-• | ---• | ••---•• |
| 2 | ---•- | ••• | •- | ---•••- |
| 3 | ---•- | ••• | ---••• | ••---•• |
| 4 | ---•- | •-• | •-•• | ---•••- |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号のうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | 字句 | モールス符号 |
|---|-----------|---|
| 1 | PUGCHYOV | •---• ••- ---• -•--- •••• ---•- ---• •••- |
| 2 | EYRELAXE | • ---•- •-• • •-•• •- -••- • |
| 3 | KITZBUHEL | ---•- •• - ---•• ••- -••• •••• • •-•• |
| 4 | RANDOLPH | •-• •- -• -•• ---• •-•• •-•• •••• |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 次のモールス符号のうち、XCGUZBQVNKEを表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | |
|---|---|
| 1 | ---•- ---•• ---• ••- ---•• •••- -•--- •---• --- -•• • |
| 2 | ---•- ---•• ---• ••- ---•• -••• ---•- •••- •- •-• • |
| 3 | ---•- ---•• ---• ••- ---•• -••• ---•- •••- -• -•-• • |
| 4 | ---•- ---•• ---• ••- ---•• •-•• -•--- •••- -• -•-• • |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 電波の発射の停止の命令に関する次の記述のうち、電波法（第72条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局が免許状に記載された周波数以外の周波数の電波を使用して運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線局の発射する電波が重要無線通信に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

A-18 次の記述は、アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していない場合について述べたものである。電波法（第71条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する 。

- 1 無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 無線局の免許を取り消さなければならない。
- 3 無線局の免許人に対し、空中線の撤去を命ずることができる。
- 4 無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質を検査しなければならない。

A-19 アマチュア無線局の免許の取消しに関する次の記述のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。
- 2 総務大臣は、免許人が電波法第76条第1項の規定に基づく期間を定めた無線局の周波数の制限に従わないときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き3箇月以上休止したときは、その免許を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、免許人が不正な手段により無線局の免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。

A-20 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる場合に関する次の記述のうち、電波法（第42条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 2 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 電波法の規定に違反し過料に処せられた者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 日本の国籍を有しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A-21 用語及び定義に関する次の記述のうち、無線通信規則（第1条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線通信業務」とは、特定の目的の電気通信のための電波の送信、発射又は受信による特定の業務の総体であり、特に示さない限り、地上無線通信業務及び宇宙無線通信業務をいう。
- 2 「アマチュア業務」とは、アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に興味をもち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務をいう。
- 3 「宇宙局」とは、地球の大気圏の主要部分の外にあり、又はその外に出ることを目的とし、若しくはその外にあった物体上にある局をいう。
- 4 「アマチュア衛星業務」とは、アマチュア業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。

A-22 次の記述は「有害な混信」の定義について述べたものである。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を A し、又は B に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを C し若しくは A する混信をいう。

	A	B	C
1	妨害	局が属する国の法令	意図的に干渉
2	阻害	局が属する国の法令	反覆的に中断
3	阻害	無線通信規則	意図的に干渉
4	妨害	無線通信規則	反覆的に中断

A-23 無線通信規則において、すべての無線局に禁止されている伝送に関する次の事項のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 略語による伝送
- 2 不要な伝送
- 3 過剰な信号の伝送
- 4 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送

A-24 次の記述は、無線通信の秘密について述べたものである。無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の(1)及び(2)の事項を A をとることを約束する。

- (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その B を漏らし、又はそれを C こと。

	A	B	C
1	予防するために実行可能な措置	内容	公表若しくは利用する
2	禁止し、及び防止するために必要な措置	内容若しくは単にその存在	公表若しくは利用する
3	予防するために実行可能な措置	内容若しくは単にその存在	他人の用に供する
4	禁止し、及び防止するために必要な措置	内容	他人の用に供する

B-1 アマチュア無線局の電波利用料の徴収等に関する次の記述のうち、電波法（第103条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

ア 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その免許の日に相当する日（注）から起算して30日以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各1年の期間について、電波法に定める金額を国に納めなければならない。

注 応当日がない場合には、その翌日。以下ア及びイにおいて「応当日」という。

イ 免許人は、電波法第103条の2第1項の規定により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

ウ 総務大臣は、電波利用料を納めなければならない免許人がこれを納めないときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

エ 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によって、期限を指定して督促しなければならない。

オ 免許人は、無線局の運用を6箇月以上休止する旨を総務大臣に届け出たときには、請求により、その休止の期間に係る電波利用料の還付を受けることができる。

B-2 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 ア または直流の電圧 イ を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、 ウ、絶縁しゃへい体又は エ の内に収容しなければならない。ただし、 オ のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

- | | | | |
|-----------------|-------------------------|----------|-----------|
| 1 400ボルト | 2 850ボルト | 3 750ボルト | 4 金属しゃへい体 |
| 5 物件に損傷を与えないように | 6 300ボルト | 7 無線従事者 | 8 取扱者 |
| 9 接地された金属しゃへい体 | 10 外部より容易にふれることができないように | | |

B-3 無線局がその免許状に記載された目的等にかかわらず運用することができる通信に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 人命の救助に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
- イ 他人の依頼による通報であって、急を要するものを送信するために行うアマチュア局相互間の通信
- ウ 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信
- エ 電波の規正に関する通信
- オ アマチュア局が自己の金銭上の利益を目的とする業務のために行う通信

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号のうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア FORDQIRTK	...- . - - - . - . - . . - - . . . - - . - . - .
イ LOCKTHURN	. - . . - - - - - . - . - . - - . - . - .
ウ TDGOWEARP	- - . . - - . - - - . - - - . . - . - . - . - . - . - .
エ GHUKCHYNT	- - - . - . - . - - . - - - . - . -
オ RMZBEAJTL	. - . - - - - . . - - . - - . - . - . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、総務大臣への報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
 - (1) ア を行ったとき。
 - (2) イ の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ② 総務大臣は、 ウ その他無線局の エ するため必要があると認めるときは、 オ に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

- | | | | |
|--------------|-------------------|------------|------------------|
| 1 試験電波の発射 | 2 非常通信 | 3 刑法 | 4 電波法又は電波法に基づく命令 |
| 5 無線通信の秩序の維持 | 6 混信の防止 | 7 運用の状況を把握 | 8 適正な運用を確保 |
| 9 免許人 | 10 無線局に選任された無線従事者 | | |

B-6 アマチュア業務に関する次の記述のうち、無線通信規則（第25条）の規定に照らし、この規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア アマチュア局の最大電力は、関係主管庁が定める。
- イ アマチュア局は、主管庁相互間の特別とりきめがある場合には、第三者のために国際通信の伝送を行うことができる。
- ウ 異なる国のアマチュア局相互間の無線通信は、関係国の一の主管庁がこの無線通信に賛成する旨を通知しない限り、認められない。
- エ 主管庁は、アマチュア局を運用するための免許を得ようとする者にモールス信号によって文を送信及び受信する能力を実証すべきかどうか判断する。
- オ 主管庁は、災害救助時にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。